

# 2026年度より開始します

## 「子ども・子育て支援金制度」

### POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯のしくみです。

### POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。

2026年4月保険料(5月給与引き落とし分)より  
一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

追加

一般保険料

+

介護保険料  
(※40歳以上)

+

子ども・子育て  
支援金

- 妊婦のための支援給付(10万円相当の経済的支援)
- 出生後休業支援(育休給付率を手取り10割相当に)
- 育児時短就業給付(時短勤務時の新たな給付) 等

### 2026年度の一人当たり負担額

※イメージ※  
(標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)

例)標準報酬月額が30万の場合<2026年度>

会社と折半(原則)

30万円×0.23%=690円/月



事業主負担  
345円



被保険者負担  
345円

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

## 介護保険料率の改正について

子ども・子育て支援金の徴収が開始(5月徴収分以降)される一方で、介護保険料については料率改正(引き下げ)を行います(2026年3月1日付:4月給与から引き下げ)。

これにより、今後の保険料率は以下のとおりとなります。

	健康保険料率	介護保険料率		子ども・子育て支援金率 ※1 (5月徴収分以降)
	(改正なし)	改正前	改正後 (4月徴収分以降)	
被保険者負担分	41/1000	10/1000	8/1000	1.15/1000
事業主負担分	55/1000	10/1000	8/1000	1.15/1000
合計	96/1000	20/1000	16/1000	2.3/1000

・標準報酬月額に被保険者負担分の料率を掛けた額が個人の負担する保険料となります。

・介護保険料は40歳以上65歳未満の被保険者および40歳以上65歳未満の被扶養者がいる被保険者が保険料徴収の対象となります。

※1:任意継続被保険者の徴収月は4月分以降となります。